

# 児童館実践事例集

～「児童館ガイドライン」の活動内容に着目して～



厚生労働省

## はじめに

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。平成23年10月1日現在では、全国で 4,318か所(公営2,673か所、民営1,645か所)の児童館が設置・運営されています。

厚生労働省では、地域における子どもたちの遊び環境の充実と児童館の活性化、地域児童の健全育成の推進が図られることを目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定しました。各児童館におかれましては、「児童館ガイドライン」を参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努めていただくようお願いをしているところです。

「児童館ガイドライン」では、児童館の機能・役割、家庭・学校・地域との連携、児童館長・児童厚生員の職務等について言及するとともに、具体的な活動内容として以下の8点を提示しています。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成   | ②子どもの居場所の提供     |
| ③保護者の子育て支援     | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動   |
| ⑦放課後児童クラブの実施   | ⑧配慮を要する子どもの対応   |

このため、本事例集は、「児童館ガイドライン」で示している活動内容にも着目し、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容について、実践事例として取りまとめたものですので、日々の業務のご参考としてお役立ていただければ幸いです。

今後とも、児童館活動の更なる活性化が図られ、児童館が児童健全育成分野における地域の拠点として積極的な役割を果たしていくことを期待しています。

最後に、本事例集の作成にあたりまして、ご協力をいただきました各自治体の皆様、そして各児童館の皆様に深く感謝申し上げます。

平成25年3月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 育成環境課

# も く じ

## －児童館実践事例－

①札幌市平岸児童会館	4
「とよひらっぴーフェスティバル」	《中高校生支援》
②仙台市東四郎丸児童館	6
「チーム東中田っ子」	《ボランティアの育成》
③東京都豊島区立千早児童館	8
「みんなであそぼう「Sケン」」	《身体を動かす遊び》
④東京都八王子市立松が谷児童館	10
「チャレンジキッズ(出張児童館)」	《出張児童館》
⑤京都市梅津北児童館	12
「児童館を活用した取組」	《地域子育て支援の中心施設》
⑥神戸市立六甲道児童館	14
「トンチンカンチン大工さん・【秘密基地づくりと自由木工工作 を通じた父親参加】」	《父親の子育て参加》
⑦愛媛県今治市枝堀児童館	16
「ジャグリングクラブ ENJOY POP CLUB」	《継続的な活動》
⑧福岡市立中央児童会館	18
「J-Kids おもしろハイキング」	《街で遊ぶ・街を遊ぶ》

## －児童館関係資料－

○関係法令	20
○児童館ガイドライン	23
○児童館設置運営要綱	31

## 札幌市平岸児童会館

## 事業の概要

○札幌市の児童会館で実施している中高生夜間利用【ふりーたいむ】では、バスケットボールやダンス、バンドなど幅広い活動が行われています。

みんなで集まって何かをすることは楽しい。何かに集中する、真剣に取り組む（汗をかく）、共感する、表現する…【ふりーたいむ】は中高生にとって、人格形成に重要なコミュニケーション能力を学ぶ場であり、日常の学校生活ではかかわることがない者同士が出会い、刺激を受けあうことができる居場所となっています。

○このことに着目し、中高生が集まる機会・場所がほしいと要望が出たことをきっかけに、平成23年度から豊平若者活動センターとの共催で、中高生向けイベント「とよひらっぴーフェスティバル」がはじまりました。

※中高生夜間利用『ふりーたいむ』とは…

札幌市児童会館では、週に2回（実施曜日は各館で異なる）、中学生は19時まで、高校生は21時まで利用ができます。平成18年度より一部で開設し、平成22年度より103館で実施。活動場所や仲間を求める中高生の居場所となっています。

※『札幌市若者活動センター』は若者と地域を結ぶ拠点として、まちづくり活動やイベントへの参加をサポートします。講座の開設や情報提供などにより、若者の仲間づくりや交流の促進を行っています。

## 事業の具体的な内容

## 1) 企画・事前準備

実行委員会を立ち上げ、高校生、青年、職員が一同に集まり、どのようなプログラムにすると中高生が参加しやすいか、あるいは参加意欲がわくのか等、参加者の気持ちになり企画を練り上げた。全体会議は当日までに5回行い、その他の担当をスポーツ・ステージ・バラエティに分け、それぞれ準備を進めました。

## 2) イベント前日

スポーツ大会の準備・装飾などは、高校生と青年が大活躍。ライブの音楽器材設営は、出演する高校生バンドのメンバーが準備しました。

## 3) イベント当日

オープニングは実行委員会の高校生が司会を務めました。バスケットボールは中学生8チーム、高校生6チーム、フットサルは中高生混合9チームが参加し、白熱した試合で大変盛り上がりしました。

## 事業実施のポイント

・中高生には、日常の中で、自分たちが主体的になれば、どんなことも児童会館で実現することが可能なのだというイメージをもたせます。

・青年ボランティア（児童会館卒業生）の理解・協力を日頃から大切にしています。青年が高校生をサポートし、高校生が青年になった時には次の世代の高校生をサポートします。利用者同士の運営サイクルの構築を意図的に行っています。

・大きなイベントだけではなく、音楽ライブやバスケットボール大会、クッキング（お好み焼きパーティーなど）など小さい事業を積み重ねます。イベントの規模が大きくなってもその積み上げが活かされ、参加意欲や中高生が自ら企画し運営する力となります。

## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ② 子どもの居場所の提供

高校生が卒業後、次の活動場所となるように若者活動センターで事業を実施しました。また、児童会館は小学生が行く場所というイメージがありますが、中高校生の想いを具現化することで中高校生にとっても児童会館はさまざまなことができる場所・居場所であることを伝えることができました。

### ③ 保護者の子育て支援

この活動を中高校生と積み上げる中で信頼関係を築き、さまざまな問題に対応しています。特に問題を抱えている中高校生については積極的に実行委員になるよう、または、イベントに参加するように促しました。このイベントの効果だけではありませんが、保護者からの相談も増え、家庭における「頼みの綱」が児童会館になっているケースも少なくありません。音楽ライブについては、保護者や学校の先生の来場もあり、中高校生が児童会館でどのような活動をしているかを実際に見てもらうことで、保護者の理解にもつながっています。

### ⑧ 配慮を必要とする子どもの対応

来館対象となる生徒の中には、学校に行けない、学校を辞めてしまった生徒、保護者と上手くいっていない家庭など様々な背景があります。日常の運営でも同様ですが、そのような生徒にこそ居場所が必要です。家庭・学校とも連携を取りながら、このような事業は、学校に行かないことで断ち消えてしまった同世代との交流をもつ機会という役割も担っています。

## 利用者の声など

- ・中学生からは「早く高校生になって、21時まで使えるようになりたい」と声があがっています。また、実行委員会の活動の様子を見て同様の声が多数ありました。
- ・保護者からも好評で、「自分の子どもが大きくなった時に参加させたい」また、「面白そうだね」と嬉しいご意見を多数いただきました。
- ・実行委員会のメンバーはこの事業をとおして、自分たちのやりたいことを実現する主体性を身に付け、児童会館の強力な支援者となってきました。幼児向け体操の作詞・作曲や子育てサロンのスタッフなど幼児・小学生対象事業のサポートを進んで行ってくれるようになっていきます。



## 児童館のプロフィール

名称：札幌市平岸児童会館

設置主体：札幌市

運営主体（札幌市児童会館指定管理者）

：財団法人 札幌市青少年女性活動協会

開設年月：昭和57年11月

開設時間：8:45～18:00

（日曜日・祝日・年末年始を除く）

火・木曜日は中学生19:00、高校生21:00まで

所在地：札幌市豊平区平岸3条9丁目15-22

紹介等：<http://www.g-kan.syaa.jp/>



## 仙台市東四郎丸児童館

## 事業の概要

○チーム東中田っ子は、東中田地区の3つの小学校の小学生、中学生、高校生の子どものボランティアチームです。平成19年「子どものための児童館とNPOとの協働事業」を機に結成され、現在小学3年生から高校2年生までの20名で活動しています。

チーム東中田っ子が主体となり、公園でのオカリナコンサートや、ピカソの日の創作活動、東北福祉大学の学園祭への参加、福祉施設訪問等色々なイベントを企画し運営します。子どもの視点を内容に反映させ、子ども達の考えを実現させるために、学校、地域の団体や町内会、NPOなど地域がつながり協力してくれています。

○更に、「かにっことうちゃんs'」（当児童館のお父さん達のチーム）のイベントの手伝いや、地域の市民まつりにも積極的に参加し活躍の場を増やしています。

また、大学の学園祭や児童館での活動報告会など、自分達の活動を広く知ってもらう機会を設けています。

## 事業の具体的な内容

チーム東中田っ子活動のコンセプトは、「手をつなごうあなたとわたしin東中田」です。そして、毎年テーマを設け活動を展開しています。具体的には、納涼祭で自分達で作成した「手作りみこし」をかつぎ、町内をねり歩き、福祉施設を訪問し高齢者の方たちと交流したり、「かにっことうちゃんs'」とコラボレーションし、太鼓体験等を実施しています。

子どもの自発的参加と意欲を更に育てるために、コアメンバー中心に活動を進めています。コアメンバーは、初年度から活動している5名（中学2年から高校2年）で構成し、コア会議で活動の方向性を決定します。それをベースに、メンバー全員でテーマや具体的な内容を検討し決めていきます。

ミーティングは月1~2回土曜日の午後に設け、ミーティングの進行もコアメンバーが交代で行い、メンバーの意見を引き出します。異年齢の集団の中、自分とは違う他メンバーの意見等を聞くことで、自分の視野が広がるようです。少数意見も切り捨てず検討し全員の意思を一つにします。自分の意見を大切にされることが、次への発言、意欲につながっているようです。

## 事業実施のポイント

- ・毎年新メンバーを募集しチーム東中田っ子の世代の幅を広げています。
- ・ボランティアのメンバーが活動を意欲的に継続して行うために、以下のことを実行しています。

- ①自分の意見が活動に反映されていること。
- ②担当をつけ与えられた役割を責任を持ち行うこと。
- ③イベント等終了後は必ず振り返りを行い、反省は次へ生かすようにすること。

児童館スタッフは、チーム東中田っ子の意向をできるだけ実現できるよう、協力団体を探し依頼する等のサポートを行っています。

また、地域の祭にも参加し、他団体の手伝いをするなど、児童館以外の場所でも活動の場を設け、地域に貢献しています。

地域社会で活動し地域に認めてもらうことが、活動の継続へとつながっているようです。

## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ⑤ 地域の健全育成の環境づくり

子どもが中心となり地域の中で何かをする時、地域の理解と協力が不可欠です。そこで、チーム東中田っ子を応援してくれる「地域まるごと応援隊」を結成しました。

地域まるごと応援隊とは、小・中学校や町内会、東中田地域の福祉団体、にこにこ児童館応援隊（当児童館の運営を支援）の集団です。子ども達や地域のことをよく知る組織の協力は、何よりも心強く思います。

学校や町内会等とは日頃より館長が足を運び連携を深めています。他の団体とも日頃から顔を合わせ「伝え合う雑談」をすることで連携を強めています。

イベントの広報は学校を通し全校児童に配布してもらい、また、町内会回覧で地域へ向けて発信しています。12月に地域まるごと応援隊や協力してくれた方を活動報告会に招待し、チーム東中田っ子が自分達で活動の様子や感想を発表します。

### ⑥ ボランティアの育成と活動

チーム東中田っ子は、学校卒を越えた子ども達のチームで、活動を通し異年齢の仲間作りの場となっています。同じ目標・目的で活動することで、「仲間意識」や「つながり」が日に日に強くなっているようです。

コアメンバーには、リーダーシップが備わってきたようで、他のメンバーを引っ張っていかうとする姿が見られます。そして、年下のメンバーは、コアメンバーの姿から「チーム東中田っ子像」を学んでいます。

チーム東中田っ子の活動を通し普段関わりがあまりない大学生や福祉施設の方と交流を持つことができ、「人とのつながり」を強く感じとっているようです。

また、自分達の企画したイベントを実現できた達成感や充実感が更なる意欲へと繋がっています。

## 利用者の声など

- ・人前で堂々と発言できるようになったと思います。（チーム東中田っ子）
- ・自分の意見や人の意見を比べて、それをまとめて協力して実現できるようになりました。（チーム東中田っ子）
- ・学校以外の場でいろいろな歳の人達と協力して活動していくことはとても良い成長になったと思います。（保護者）

## 児童館のプロフィール

名 称：仙台市東四郎丸児童館  
設置主体：仙台市  
運営主体：NPO法人 FOR YOU にこにこの家  
開設年月：平成17年4月  
開設時間：月～金 9:00～19:15  
学校休業日 月～金 8:00～19:15  
土9:00～17:00  
所在地：仙台市太白区四郎丸字大宮26-10  
紹介等：<http://www.k4.dion.ne.jp/~nikoniko>



## 事業の概要

○豊島区のいくつかの児童館ではいろいろな形で集団遊びに取り組んでいます。異年齢で遊ぶ機会が少なく、ゲーム機中心の遊びになりつつある今の子どもたちに、遊びの楽しさを伝え、男女・学年の枠を超えて体を動かし遊ぶ事で、一定のルール、チームワーク、相手への思いやり、体力なども身につけてほしいと考えています。セーフコミュニティ国際認定都市として様々な取り組みをしている区として、遊びを通して敏捷性を高め、危険回避能力アップにつながるSケンなどの集団遊びは、有意義な取り組みといえます。

○千早児童館では、月に2～3回、対象を1～3年生と4～6年生とに時間を分けて実施しています。今年度は、「しっぽとり（しっぽを取り合う対戦型おにごっこ）」→「ろくむし」→「ユニホッケー」→「Sケン」と段階を追ってよりハードな遊びへとつなげていきました。

## 事業の具体的な内容

○プログラム開始当時は、職員が中心でルールを教えていましたが、今では遊びの楽しさを体験した子どもたちが自主的に、初めてSケンをする子にルールを教える役、コーチ役、子ども審判、タイムキーパーなど役割を買って出てくれるようになりました。Sケンでは安全に遊ぶために、職員が2名で審判につきますが、上級生の子どもたちには子ども審判を任せ、自分達でも危険な行為を理解しセルフジャッジができるようにしています。準備や片付けも自分達でできる部分は、自主的に手伝ってくれます。

○チーム分けも、好きな人同士でなく、力の差のないチーム同士が戦った方がおもしろいという事を体感できるよう工夫しています。学年・体格などを考慮し、最初は少ない人数から始めて少しずつ慣らしていきます。

## 【Sケンを通して得られる効果】

- ・遊びを通して自然に体が鍛えられる
- ・男女・学年を超えてみんなが楽しく遊ぶ
- ・思いやりの心、「おたがいさまの気持ち」が育つ
- ・仲間意識がでてきて個々の友達の良さを認めあえる
- ・友達にひどい言葉を言わなくなる
- ・ルールを守ることができる
- ・手加減ができる
- ・人や物にあたらず自分で乗り越える力がつく
- ・裸足で遊び足の裏が鍛えられる
- ・痛みに強くなる

などなど、遊びを通して子どもたちが成長していくのがわかります。

## かんたん！Sケン基本ルール

（Sの形と、休憩所を2ヶ所つくります）

- ①2チームにわかれる。
- ②自分の陣地から出たらケンケンで進む。  
（2つの陣地と休憩所では両足をついてOK）
- ③両足をついたり、倒れたりしたらアウト。
- ④相手の陣地にある宝をとって、自分の陣地の宝置き場に置けば勝ち！
- ⑤うしろから押す、引くはだめ。  
（正面から勝負する）

## 事業実施のポイント



・「Sケン」は危険がともなう遊びなので、職員のないところでは、絶対に遊ばない約束になっています。スタート前の戦う練習も禁止です。「暴言・暴力・ルール違反・危険行為」は、退場になります。

・独自のルールは、毎年子どもたちの状態を確認しながら、よりわかりやすく安全で、初めてでも参加しやすいように少しずつ変えてきています。今年度から、初心者は何度でも復活できる「命無限ルール」をつくりました。これにより、初心者も果敢に挑戦する姿が増えました。



## 「児童館ガイドライン」の活動内容ごとの事業の紹介(主なもの)

### ② 子どもの居場所の提供

集団遊びの楽しさを実感することで、今度はその楽しさを他の友達にも伝えたくなり、自然と仲間が増えていきます。児童館が遊びの発信基地になり、人が人を呼び、いつしか大ブームになることもあります。新しい仲間が加わってくると、子どもたちの人間関係が広く見えてくることもあります。お互いの良さを認め合えるようになり、自然と異年齢で交流ができるようになっていきます。このようなことを通して、児童館がより居心地のよい居場所として認められていくように感じます。

また、職員が子どもたちと本気で遊びの空間を共有することで、小さな成長を気づき認めてあげることができます。それが、子どもたちとの信頼関係を築くことにつながっていきます。

### ⑤ 地域の健全育成の環境づくり

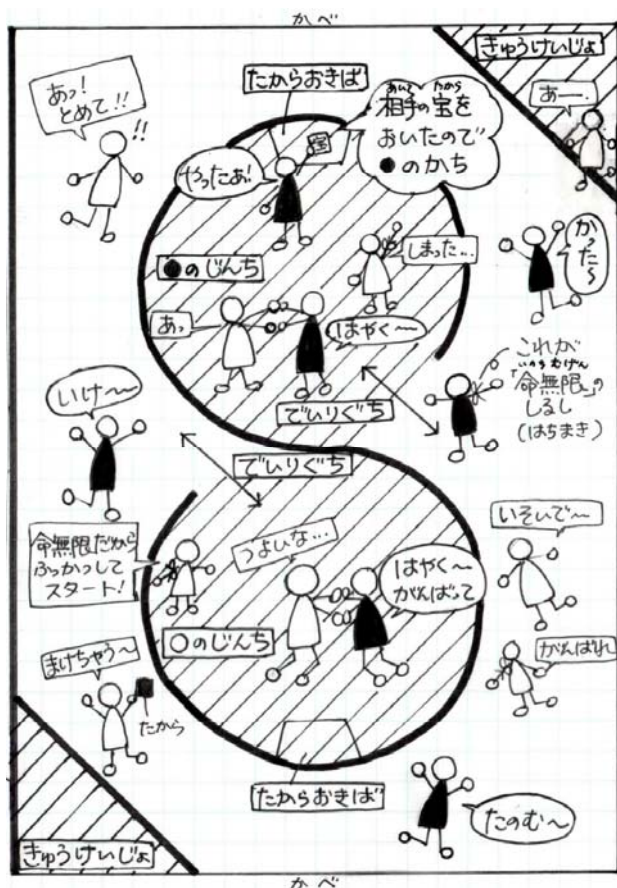
保護者の方が子どものお迎えにいらした時など、集団遊びでの子どもたちの様子も見ていただけるよう声かけをし、子どもたちの頑張っている姿、成長ぶりを保護者の方に伝えていきます。

## 利用者の声など

・Sケンのシーズンになると、「今日Sケンできる？」が児童館に来た時の合言葉のようになっていきます。10人以上メンバーを集めると、Sケンができます。必死に声をかけ仲間を集めてきます。集まると「10人集まったよー！」と、喜んで飛んでいきます。

・子どもたちが楽しいと感じたことは、家でも話題にしているようです。保護者の方から、「子どもがSケンをととても楽しみにしています。今度見に来てもいいですか？」などと、声をかけていただくこともあります。

・実際にSケンの子ども達の様子を見ていただいた方からは、「子どもたちが生き生きと生きていて楽しそうだった。」「怪我をするからとやめさせるのではなく、どうやったら怪我をしないか体験できるいい機会になる。」といった反応もありました。



## 児童館のプロフィール

名称 : 豊島区立千早児童館  
設置主体 : 豊島区  
運営主体 : 豊島区  
開設年月 : 昭和60年5月  
開設時間 : 月~金 10:00~18:00 ± 9:00~17:00  
所在地 : 豊島区千早3-13-9  
紹介等 : [http://www.city.toshima.lg.jp/shisetsu/shisetsu\\_kodomo/005663.html](http://www.city.toshima.lg.jp/shisetsu/shisetsu_kodomo/005663.html)



豊島区広報課  
イメージキャラクター  
としまなまる

## 八王子市立松が谷児童館

## 事業の概要

○八王子市では10館の児童館が、児童館のない地域で出張児童館に取り組んでいて、平成23年度106回、17,423名が参加。松が谷児童館では小学校7校で年間に各校3回ずつ、チャレンジキッズ（出張児童館）を実施しています。

○各館、常勤職員3名・臨時職員1名で、自館を開館しながら同時にチャレンジキッズもおこなわれています。そのため、準備・運営は保護者（保護者の会、PTA）と連携して、保護者が主体的に活動できるように働きかけ、数年かけて保護者の活動として位置づけられました。

○保護者の会に「チャレンジキッズ担当」を設けてもらい、少しずつ活動内容を広げてきました。保護者に、小学校との調整（日程や体育館使用の調整）、お知らせの印刷・配付、工作の準備（牛乳パック等の材料集め、事前講習）、当日の運営（会場準備、子どもへの指導・対応、片づけ）をお願いしています。各会場では毎回20人前後の保護者がスタッフとして参加しています。

○保護者は毎年入れ替わるため、1学期の打ち合わせと3学期の申し送りが重要になります。保護者との打ち合わせは必要なきに小学校でおこない、事務連絡はメールを活用しています。

## 事業の具体的な内容

○チャレンジキッズの遊びは4コーナーに分かれて、4コーナーの遊びが同時進行します。どれから遊ぶか、どのくらい遊ぶかは子ども自身が決めます。各コーナーの進行、子どもへの対応は保護者がおこない、児童館職員は全体の進行、保護者へのサポート、安全管理を担当します。

○「ジャンボドッジボール」は体育館のラインを活用して、外野を置かないルールで、低学年と高学年が交代で遊びます。ホイッスル係は、保護者または高学年児童がおこないます。



ジャンボドッジボール

○「ラリー」は、体育館壁面に貼った約50枚のカードから指示された番号を見つけて、番号を追いながらゴールを目指します。ゴールすると遊べる景品がもらえます。



ラリー

○「工作」は作って遊べるもの、保護者が教えやすいものを選んでいきます。高学年児童が教えることもあります。



工作

○「ゲームコーナー」には、ボードゲーム、カードゲーム、パズルなどが置いてあり、自由に遊べる場所、ジャンボドッジボールの待ち時間に遊ぶ場所でもあります。手作りのボードゲームやパズルは、チャレンジキッズでしか遊べない特別な遊具です。



ゲームコーナー

## 事業実施のポイント

- ・保護者の会等、組織の活動として位置づけられています。
- ・実施状況、子どもたちの様子を保護者から教員（特に管理職）へ伝えてもらっています。
- ・学校ホームページ、学校だより、保護者の会だよりに載せて、すべての保護者へ伝えてもらっています。

## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ⑤ 地域の健全育成の環境づくり

チャレンジキッズ(出張児童館)は小学校の体育館で実施しています。雨天でも実施できること、子どもも保護者も参加しやすいことがメリットです。

保護者にはできることからお願いして、保護者の活動として位置づけられるようにサポートしています。たとえば、子どもたちに配付するお知らせは、初めは児童館職員が小学校へ届けていました。少しずつ保護者の協力が得られるようになり、今では児童館職員が原稿を作成して保護者の担当者へメールで送り、印刷と配付は保護者がおこなっています。印刷前に副校長に確認を取り、児童数の増減にも対応してもらっています。

スタッフとして遊びに参加する保護者とは事前に打ち合わせをしますが、初めのうちは戸惑うことが多いです。200人の子どもが体育館で遊ぶ騒がしさ、工作を数人の子どもに同時に教える難しさなど、今まで経験したことがない場面に遭遇します。そんな場面では、職員が保護者にアドバイスしたり、代わりにやって見せたりします。チャレンジキッズは保護者の大きな協力によって成り立っ

ています。

チャレンジキッズの活動を通して保護者の会が力を付け、保護者の会主催で新たな行事を始めた小学校では、児童館は共催という形で協力して、地域における児童館の役割を発揮することができました。

## チャレンジキッズ 松が谷

主催:八王子市立松が谷児童館(675-0151)  
共催:松木小学校まほう会

会場:松木小学校体育館  
2月13日(水)雨天決行  
2時40分から4時まで

<p><b>ゲーム</b></p> <p>☆あたらしいゲームであそべるよ☆</p> <p>木のおもちゃ アルバイゲーム オセロ など</p>	<p><b>こうさく</b></p> <p>フラパン</p> <p>☆じぶんだけの、てづくりのアクセサリーをつくってみよう☆</p>
<p>☆ルールはかんたん。みんなであそぶよ☆</p> <p>ジャンボドッジボール</p>	<p><b>ラリー</b></p> <p>なぜなぜラリー</p> <p>☆「たべちゃダメ!」っていわれるおなべはなに?...こんななぜなぜがいっぱいのラリーだよ☆</p>

- ★ せうしごみはいりません。
- ★ さんかひはわりようです。
- ★ おやこでさんができます。
- ★ うわばち、のみものをもってきてね。
- ★ ちぎものは、じぶんであそびましょう。
- ★ いちどいえにかえってから、あそびに来てね。



## 利用者の声など

・子どもたちはチャレンジキッズを楽しみにしています。参加者は増えていて、特に低学年児童の参加者が多いです。

・保護者の会として積極的に取り組んでもらえるようになりました。

・小学校の理解、協力も得られるようになりました。

## 児童館のプロフィール

名称:八王子市立松が谷児童館

設置主体:八王子市

運営主体:八王子市

開設年月:平成5年4月

開設時間:月~土10:15~19:00

第4日曜日9:15~18:00

(第4を除く日曜日、祝・休日、年末年始は休館)

所在地:八王子市松が谷13番地

紹介等:

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/fukushi/1166/030506.html>

## 事業の概要

京都市梅津北児童館では、地域の方に児童館について理解を深めてもらえるよう、児童福祉以外の部局とも連携して、有料ごみ袋の配布や納涼体験など幅広い事業展開を行っています。

こうした活動がきっかけとなって児童館を利用する機会が増えた方も多く、子育て支援の中心施設としての役割が発揮できる環境整備に繋がっています。

## 事業の具体的な内容

### （１）京都市家庭ごみ有料指定袋無償配布事業（京都市環境政策局からの委託事業）

京都市では、赤ちゃんが産まれたご家庭に、「出産お祝いレター」及び子育てに関する情報を掲載した「子育て応援パンフレット」を郵送していますが、この中に京都市家庭ごみ有料指定袋の無料引換券（30リットル袋×40枚）を同封し、このごみ袋の引換場所を「お近くの児童館又は各区役所、支所のエコまちステーション」としています。

こうした取組により、子育て家庭への児童館来館の直接的なきっかけづくりとしています。児童館にごみ袋を引換えに来られた日から児童館を利用され、その後も継続して児童館を利用される子育て親子も多くおられます。また、より児童館のことを知っていただくため、児童館の開館時間等の基本情報や活動プログラムを記載したチラシを配布しています。

### （２）「夏のオアシス！クールキッズステーション」における「簡易型ミスト装置」の設置（京都市上下水道局との連携・協力事業）

市内130箇所の児童館（平成25年3月時点）では、7月上旬から9月下旬にかけて、子育て親子や高齢者の方々を対象に夏季の日中の居場所として児童館を広く開放し、地域において気軽に利用できて涼しく過ごせる憩いの場を提供するため、「夏のオアシス！クールキッズステーション」に取り組んでいます。この事業は、各家庭での電力消費の削減や猛暑の中の熱中症対策にも資する取組として実施しています。また、「涼（りょう）」を体感していただくため、涼しい空間での工作の取組、わらびもちやかき氷を食べるなど様々なプログラムを行う中、高齢者や地域の子どもたちがふれあう多世代交流も図っています。

平成24年度は、京都市上下水道局の協力により、市内15箇所の児童館に「簡易型ミスト装置」を設置し、より一層の利用促進を図りました。

## 事業実施のポイント

- ・児童館の利用者層である乳幼児親子が、子どもを生み育てる地域の児童館の場所を知る機会となっています。児童館にとっても地域を知るとともに、児童館活動を周知する機会となっています。（京都市家庭ごみ有料指定袋無償配布事業）
- ・地域住民が気軽に立ち寄れるよう、児童館の敷居を低くし、気軽に入れる雰囲気を出すことが重要です。（クールキッズステーション）
- ・子どもだけでなく地域住民も積極的に巻き込めるプログラムを意識することで、地域における児童館の認知度の向上にもつながります。（クールキッズステーション）

## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ② 子どもの居場所の提供

クールキッズステーションの実施期間中は気軽にご利用いただける涼しい環境のスペースを設け、子育て親子や高齢者の方々の憩いの場〈オアシス〉を提供しています。また、クールスポットとして簡易型ミストも稼働させ、その下で手作りのわらびもちやかき氷を食べるといった体験は、環境に配慮した涼の取り方を学ぶ機会となります。17時から18時30分までの時間帯を「中高生タイム」と位置付け、卓球台の設置や楽器練習の場を設けたり、1個10円～30円の価格帯のお菓子とドリンクを用意し、中高生のニーズを踏まえた空間とプログラムを提供しています。

### ⑤ 地域の健全育成の環境づくり

クールキッズステーションは、児童館の利用対象にある0歳から18歳未満の児童だけでなく、節電の観点も交え、子育て中の親子や高齢者の来館も視野に入れています。そのため、異世代交流や子どもの育ちに関するネットワークの中心となる効果も多いに秘めており、地域における子育ての気運を高め、そのより良い環境を育てていく核になるものだと考えています。また、京都市の児童館・学童保育所がつくる子どものためのおまつり

「京都やんちゃフェスタ」を毎年10月頃に開催しています。これは京都市と公益社団法人京都市児童館学童連盟などが主催し、数万人規模の子どもや親子連れの参加がある大きなイベントです。同フェスタへ児童館として関わることで、地域の枠にとどまるだけでなく、市内の他の児童館や子どもたちとの交流を図ることができます。

### ⑦ 放課後児童クラブの実施

京都市では一元化児童館として、児童館内で放課後児童クラブを実施しています。

クールキッズステーションでは、児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できる効果をもっており、さらには地域住民や乳幼児親子の集いの場にもなるため、日常的な異世代交流が可能となっています。

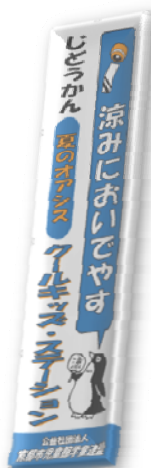


## 利用者の声など

- ・ミストやテントがあるため、外にもかかわらずとても涼しく気持ち良く過ごすことが出来ていたようで、保護者からも「ゆったり過ごせた」「気持ちいい」との声を多くいただきました。
- ・普段関わることのない小学生と大人の方々が交流できたことで、お互いが楽しんで会話をされていました。
- ・ミストとテント、ベンチを設置するだけでそこが休憩の拠点となり、そこで過ごす人たちの表情はたいへん穏やかで、行事以外の日常の中でも子どもたちの憩いの居場所になっていました。

## 児童館のプロフィール

名 称：京都市梅津北児童館  
 設置主体：京都市  
 運営主体：公益社団法人 京都市児童館学童連盟  
 開設年月：平成22年7月  
 開設時間：月～金 10:00～18:30  
 土曜日・長期休業中 8:30～18:30  
 所在地：京都市右京区梅津開キ町18番地  
 紹介等：<http://www.kyo-yancha.ne.jp/umekita/index.html>



## 事例⑥「トンチンカンチン大工さん」

【秘密基地づくりと自由木工工作を通じた父親参加】

父親の子育て参加

### 神戸市立六甲道児童館

#### 事業の概要

ビルの4階という特殊な環境にある六甲道児童館では、どうしても室内での活動が主になり、子どもたちの自分で考える力、挑戦する力を養うためにはどうすればよいか大きな課題でした。平成19年に「児童館を活用した父親ネットワークづくり事業」のモデル事業を受けることとなり、木工を通じた秘密基地づくりをテーマとした事業を始めました。そこで、児童館内に限らず地域の子どもたちや保護者にもどのような空間が児童館内にほしいかという意見を募集し、あつまった様々な夢の形をもとに、地域の高校・大学・業者・地域住民と共に協力し、館内に子どもたちが自分で考え挑戦する空間を自分たちの手で作ることを目指しました。

秘密基地の開放後は、自由に木工ができる時間・空間・仲間の提供を意識し、1ヶ月に1回程度の実施を継続しています。平成24年12月現在実施回数は60回をかぞえ、毎回たくさんの子どもたちや保護者が参加し、トンカチの音が館内に響いています。

#### 事業の具体的な内容

○マンション住まいが多く、金づち・ノコギリ等使う場所が無いこともあり、月に1回程度「自由に木工ができる場」として児童館を開放しています。

○家庭単位では行いにくい製作物を地域の専門家の指導の下実施する機会を作り、『木製のままごと用キッチン製作』・『木製ドールハウス製作』などを行っています。

○各自何を作るかをイメージして、自分の力で切り、釘・ビスなどを使い組み立てを行います。

○子ども・大人共に、大工道具や電動工具な

どに触れる経験が少ないため、大工道具などの使用法を説明し、製作物の構造上のアドバイスをします。

○活動を通して、初めて挑戦することの大切さ、難しさ、そして達成感を親子共に感じてもらっています。



#### 事業実施のポイント

○1ヶ月に1回土曜日実施を基本とし、定期的な実施をしています。

○木工プログラムが、プログラム初参加者・来館した経験のない人が興味を持つきっかけ作りになるように、気軽に参加できることを目指しています。

○夏休みの日曜日に1日通しの長時間で実施し、夏休みの工作を意識したイベントを開催しています。

○児童館だより（近隣地域へ掲示・配布・インターネットへの掲載）・インターネットやメディアを通じて事業の実施や児童館での取り組みを多くの方に知ってもらうようにしています。

○近隣の木材店や一般の方より端材などを提供してもらうよう、木材提供の募集を呼びかけています。

○秘密基地・木製玩具の補修を子どもたちと共に行うことで、ものを大切に使うことを伝えていきます。



## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ③ 保護者の子育て支援

#### 『父親の出番』

この事業をスタートさせる際、『父親の出番』というテーマを意識し来館者にアプローチしたことで父親の来館増加につながりました。父親が自発的に子どもと共に来館される人もいれば、子どもの宿題のため渋々足を運んだ父親などそのきっかけは様々でした。普段関わることができない分土曜日などに子どもと思いきり関わろうと、父親のみで子どもを連れて来館するケースも多くみられます。話を聞くと母親は家で普段できていない、ゆったりとした時間を過ごしているという家庭もありました。参加される家族の中には、子育てと仕事の分業という従来の夫婦の形ではなく、共に子育てに関わる姿勢が見え、父親も、子どもと一緒に関わる中で自分が子ども・家族に出来ること、また子どもと共にできることを見出し、『自主的に子どもと関わることを楽しむ姿勢』が見られるようになりました。

### ④ 子どもが意見を述べる場の提供

#### 『終わりのないプログラム』

秘密基地には完成がありません。その時の子どもたちの意見によりデザインを変えることもあります。また、「危ないからダメ」と禁止してしまうのではなく、楽しく安全に使うにはどのようにすればよいかを子どもたちと大人が共に考えるよう心がけ、基本的な使用上のルールを子どもたちの話し合いの中で決めました。これも常に子どもたちの意見とニーズによって変化していきます。

#### 『子どもたちの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助する』

現在の自由木工は決まったものをつくらせる場ではなく、自分で考え、自分の力で作ります。その中で参加者のイメージを形にできるように職員や大人が相談に乗るようにしています。自分でイメージしたことをどのように形にするか考え、人に思いを伝えることを大切にしています。戸惑いながらも自分で伝え、考え、形にした経験は子どもたちの中で大きな力になっていきます。

## 利用者の声など

- 「パパの趣味が木工になりました。隙間の収納棚を作ったり、娘のドールハウスを作りだしました。」(来館者母)
- 「3年前に子どもと初めて参加して『椅子』を作りました。今日は妹のためにそれに合わせた『机』をつくりに来ました。」(参加者父)
- 「こんな木製の秘密基地がビルの4階にあるなんてびっくりしました。」(来館者母)
- 「もうすぐ妹の誕生日やねん。俺がプレゼントつくるねん」(参加者・小学校5年男子)
- 参加回数が増えるたび、お父さんの持ってくるMY工具が増えています。
- 屋根に怖くて登れなかった女の子、みんなの応援を受けて自分で登り、最後はセーフティマットに飛びおろることができました。今ではへっちゃんらです。  
(大人が登らせてあげることはしません。今できないということは、まだ自分の力がそこまで至ってないことなので自分の力で登れるまで待ちます。)



## 児童館のプロフィール

- 名称：神戸市立六甲道児童館  
設置主体：神戸市  
運営主体：NPO法人 S-space  
開設年月：昭和49年5月、平成18年度より現在の運営主体  
開設時間：9:30~12:00 13:00~17:00  
(月・火・金 お弁当広場開放/火・金 夜間中高生開放有)  
所在地：神戸市灘区深田町4-1-39 メイン六甲ビル401  
紹介等：<http://npo-space.com/01/>

## 事例⑦「ジャグリングクラブ ENJOY POP CLUB」

継続的な活動

今治市枝堀児童館

### 事業の概要

○児童館を利用する児童が、普段の児童館活動とは別にジャグリングという同じ目的を持ちながら継続的に活動していくことで、集団への協調性を養うとともに、児童にとって安心できる居場所の確保を図っています。

※ジャグリングとは、代表的な物として、複数のボールやクラブなどを空中へ投げたり、キャッチしたりする動作を繰り返す技術です。近年はスポーツの一環として、競技人口が増えています。

○児童館主催のイベントや地域のイベントに参加し、活動成果を発表することで、他の児童館や地域社会との交流を図っています。

○ジャグリングクラブが継続した活動を行っている特性を活かして、イベントでの発表だけでなく、老人ホームなど様々な場所で、ボランティア活動にも積極的に参加しています。

### 事業の具体的な内容

○小学生3年生以上の子どもを対象に月に2回活動日を決めて練習を行っています。

※クラブ員の人数：10名（うち小学生9名、中学生1名）

○子ども達の中からキャプテンを選び、キャプテンを中心に、子ども同士で話し合い活動内容や発表内容を決めています。

○発表会が近づくにつれ、活動日以外の日でも、自主的に来館し、子ども同士で練習や話し合いが行われています。

○24年度においては、次のような活動を行い、地域や他の児童館との交流を深めました。

24年 8月：児童館主催の夏祭りでの発表  
10月：府中市POM子どもの国（広島県）で活動しているジャグリングクラブとの交流  
11月：地域おこしのイベントに参加、  
12月：老人ホームのクリスマス会で発表  
25年 2月：市内の他の児童館に出向き出張ジャグリング指導を実施。

○クラブに所属している子ども達を中心に、ボランティア活動への参加を呼びかけ、クラブに所属していない子どもも巻き込みながら、ボランティア活動を行っています。

※ボランティアの内容…ジャグリング体験コーナーでの指導、遊びコーナーの運営、  
高学年は低学年向けのイベントのグループリーダーとして活躍

○中高生の居場所づくりを目的としています。小学校高学年の児童に対してボランティア活動やクラブ活動の取組を発信し、継続的な活動を行っていく事で「自分たちの施設」という意識が芽生え、中高生になっても、その活動を通して児童館が居場所となるようなジュニアボランティアの育成を行っています。

### 事業実施のポイント

- ・児童館スタッフはクラブ運営に対して発表の場を提供する役割を担うが、発表内容については子ども同士が話し合っていて決めていくような流れを作るように心がけています。
- ・高学年の子から低学年の子へと技術や発表の仕方が受け継がれていくように、児童館スタッフが指導をするのではなく、子ども同士で教え合いをするような流れを作るように心がけています。
- ・普段の練習や児童館主催イベントでの発表を通じて、クラブ活動の周知を積極的に行っていますが、こちらから参加を呼び掛けるのではなく、子どもの方から参加したいという声が生まれるようなねらいをもって活動しています。



## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ① 遊びによる子どもの育成

ジャグリングクラブという継続した活動を通して、子ども達が努力することの大切さを学び、発表の場を通じて子ども達の自信を深めていけるように取り組んでいます。

クラブでは児童館スタッフが主導的に活動を促していくのではなく、キャプテンを中心に活動を行っています。発表が近づくにつれ、活動日以外の日でも自主的に来館し練習を行っており、クラブ活動を通じて、子ども達にとって安心できる居場所の確保を図り、健全な育成を推進しています。

### ④ 子どもが意見を述べる場の提供

児童館スタッフは発表の場を提供する役割を担いますが、発表内容についてはキャプテンを中心に子ども同士で自由に話し合い、決めていくことにしています。話し合いの中で、時には自分の意見を通そうとしたり、あるいは相手の意見を通すような経験を通じて、集団への協調性が生まれています。

児童館スタッフの役割は、子ども同士が話し合い、やってみたいことを可能な限り実現できるように援助していくことと考えています。

### ⑥ ボランティアの育成と活動

ボランティアというものは、いかにして最初の一回目の機会を持つかが重要であると考えています。

そのため、共通の目的を持って活動しているクラブ員に対して、ボランティア活動への参加を呼びかけていくことで、ジャグリングの発表だけに留まらず、地域のイベントにボランティアとして参加する姿が見られるようになりました。また、クラブ員がボランティア活動を行っている様子を見て、クラブに入っていない子ども達もボランティアに参加していくような流れが見受けられるようになりました。

『職員の手伝いをする』でなく、『楽しい事をしにいく』。その結果が『ボランティア活動』に繋がっているといた視点をもった活動計画を立てていくことが重要と考えています。

## 利用者の声など

- ・練習を通じて様々な技ができるようになった。学校の発表で友達に自慢できた。
- ・発表は初め緊張するけど、終わってみるとみんなで考えたりしたことが楽しかった。次の発表では他の技にも挑戦してみたい。
- ・府中市POM子どもの国で他の県のジャグリングクラブの人に技を教えてもらったのが楽しかった。他の県の人との交流が楽しかった。



練習の様子



POM子どもの国との交流



発表の様子



ボランティア活動

## 児童館のプロフィール

名称：今治市枝堀児童館

設置主体：今治市

運営主体：今治市

開設年月：昭和45年5月

開設時間：9:30～18:00

所在地：愛媛県今治市枝堀1丁目4-1

紹介等：今治城のお堀にちなんだ児童館名です。

<http://www.islands.ne.jp/imabari/kosodate/jidoukan/>



今治市児童館マスコットキャラクター  
こたろうくん

福岡市立中央児童会館

事業の概要

○身体を使って仲間と夢中になって遊べるように、児童会館を飛び出してダイナミックに遊んでみようと、「街であそぶ、街をあそぶ」というテーマで毎年様々な企画を実施しています。  
 ○今回の企画は、鬼ごっこや陣取りゲームなど昔からの遊びの要素と子ども達が大好きなカード集めの要素をアレンジして、ストーリー性のある冒険を展開していくものです。  
 ○どこに行くか、何が起こるかは来てからの楽しみ。子ども達はJ-K i d sという探検隊に任命され、指令書や暗号を受け取り、指令や課題をクリアしながらストーリーが進んでいくのです。  
 ○ストーリーに入り込んだ子ども達は、仲間と協力し、思いっきり遊びながら、課題をクリアしていくことで、協力、協調、時間の管理など多くの事を学んでいきます。  
 ※別の年に実施された企画では、歴史の世界に飛び込んで、黒田藩にまつわる場所や文化に沿ったストーリーを展開し、忍者と戦ったり、秘宝を探すハイキングを実施しました。

事業の具体的な内容

○児童館内での遊びは、小さい子への配慮や面積の制約があるため、年に一度、児童会館の外に出て、身体を思いっきり使って遊ぶ体験活動を実施しています。  
 ○普段、ゲームやカードで遊んでいる子どもが多いため、子ども達自身で考え、行動することの大切さを遊びの中から学べるような企画にしました。  
 ○また、児童会館の外に出て行くことで、自分たちの住む地域の自然に触れ、街の様子を知り、公共交通機関（バス・船など）の利用ルールも学んでいきます。  
 ○保護者は同行せず、「J-K I D S探検隊」に任命された子ども達だけで行動することで、自立心を促します。（実際は、探検隊ごとに指導員による見守りを終始行い、安全管理には十分な注意を払っています。）  
 ○自分が主役となることで、ストーリーに完全にのめり込んだ子ども達は、日頃黙ってゲームやパソコンの画面を眺めている子とは思えないほど、仲間と協力して、課題解決のために真剣に取り組む姿勢が見られました。  
 ○通常の館内活動では得られないスケールの遊びを体感し、日常を飛び越えた場所に身を置くことで、子ども達の心は高揚し、普段は見せない豊かな表情、真剣な表情を見せ、自信を身に付けて、大きく成長をしているように感じます。

ハイキングの流れ

- ◆探検に必要な道具（ギア）を手に入れたJ-K i d s探検隊は、新しいエネルギーを手に入れるという目的を達成するため、児童会館を出発しバスや船を乗り継ぎ、様々な課題をクリアしていく。  
 道具（ギア）の種類
  - \*ライフパワーボール…探検に必要なエネルギー。すべてなくなると「ON I（鬼）」の手下になってしまう。（ビー玉を使用）
  - \*パルキャッチャー…カードに描かれた画像を収める道具。（携帯電話のカメラ機能を使用）など
- ◆そして、課題をクリアしたJ-K i d s探検隊は、気持ちを盛り上げながら、メイン会場となる広大な公園（292ha）に舞台を移し、勝ち残りを賭けて互いに壮大な合戦を繰り広げていく。

事業実施のポイント

- ・企画に関わる周囲の大人（ON I（鬼）役、スタッフ）が、ストーリーの役柄になりきり演じる事で、子ども達もストーリーに引き込まれていく。
- ・子ども達が夢中になれる仕掛けを用意する。
  - ✓任命証や隊員証などが渡されることで、隊員になった特別感を演出
  - ✓探検に必要な道具（ギア）に子ども達の興味を引く名前を付けることで冒険の旅に出る雰囲気を出す
- ・会場を広大な公園に設定するなど、車などからの危険を回避し、安全が確保された環境を整える。

## 「児童館ガイドライン」の「活動内容」ごとの事業の紹介(主なもの)

### ① 遊びによる子どもの育成

○子ども達が遊べる時間、空間、仲間が減少している中で、身体を使って、仲間と夢中になって遊ぶことができるように、子ども達自身が主人公となり、様々な課題をクリアしていくというストーリー性のある冒険を企画しました。

○仲間と協力して様々な課題をクリアした体験、思いつき駆け回りON I（鬼）から逃げた体験、大人の背丈の2倍近くもある大きなパンパスグラスを基地にして陣取り合戦をした体験など、本気で遊んだ経験を通して、子ども達が成長していくうえで、「仲間は宝物であること」、「自分の中にエネルギーが満ち溢れていること」に気づいてくれるきっかけになればと考えています。



カードが集まったよ!

カードを早く見つけられれば、ゲームを有利に展開できる



広大なパンパスグラスフィールド

## 利用者の声など

- ・ ON I（鬼）が怖かった。絶対また参加したい。
- ・ 楽しかったようで、家でずっと話をしてくれました。うれしかったです。
- ・ 仲間と課題解決のために真剣に取り組む姿勢がとても印象的でした。
- ・ 目をキラキラと輝かせ走る子ども達を見るとうれしく感じました。



カードをゲット



人間に変身したON I（鬼）に  
みつき勝負が開始



パンパスグラスの生息する草原の  
基地にて



どのルートでいけばON I（鬼）  
に逢わずにカードをゲットできる  
か、みんなで相談中

## 児童館のプロフィール

名 称：福岡市立中央児童会館

設置主体：福岡市

運営主体：社会福祉法人 福岡市保育協会

開設年月：昭和45年1月

開設時間：9:00～17:00

(7/21～8/31 10:00～18:00)

所在地：福岡市中央区今泉1丁目19-22

紹介等：<http://chuojidokan.city.fukuoka.lg.jp/>

# 関係法令

## 【児童福祉法】

(昭和二十二年法律第百六十四号)

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 (略)

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
- 二 (略)
- 三 (略)

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

## 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

(昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号)

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二條、第二十二條の二第一項、第二十七條、第二十七條の二第一項、第二十八條、第三十條第二項、第三十三條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八條、第四十二條、第四十二條の二第一項、第四十三條、第四十九條、第五十八條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十四條第一項、第八十條、第八十一條第一項、第八十二條、第八十三條、第八十八條の三、附則第九十條並びに附則第九十四條第三項から第六項までの規定による基準

二 (略)

三 (略)

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

- 2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - 二 保育士の資格を有する者
  - 三 社会福祉士の資格を有する者
  - 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十條第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

雇児発 0331 第 9 号  
平成 23 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 児童館ガイドラインについて

児童の健全育成の推進については、かねてより特段の御配慮いただいているところであるが、この度、別紙のとおり「児童館ガイドライン」を策定したので、通知する。

児童館は、地域のすべての児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、又は情操を豊かにする施設とされているが、職員の専門性を生かし子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されているところである。

本ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

児童館の運営・活動は、本ガイドラインを参考に、常に児童館における活動や運営の向上に努められたい。

市町村は、各児童館の運営状況等の把握に努め、必要な指導・助言を行う等、その充実・向上が図られるよう御尽力を願いたい。

貴職におかれては、このような観点から、本ガイドラインを参考に児童館の運営等が一層充実されるよう貴管内の地方公共団体及び各児童館等の関係者に周知されたく併せて願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

(別紙)

## 児童館ガイドライン

### 1 児童館運営の理念と目的

#### (1) 理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

#### (2) 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

### 2 児童館の機能・役割

#### (1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

#### (2) 日常の生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。

#### (3) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

#### (4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

#### (5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

### 3 児童館の活動内容

#### (1) 遊びによる子どもの育成

①子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

②子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

#### (2) 子どもの居場所の提供

①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

#### (3) 保護者の子育ての支援

①子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。

②子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、



- 保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。
- ④地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。
- (4) 子どもが意見を述べる場の提供
- ①児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べることができるよう配慮すること。
- ②子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- ③子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。
- (5) 地域の健全育成の環境づくり
- ①児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ②地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (6) ボランティアの育成と活動
- ①児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ②児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。
- (7) 放課後児童クラブの実施
- ①児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
- ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
- イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ②児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係  
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。
- (8) 配慮を必要とする子どもの対応
- ①障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ②家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- ③子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

#### 4 児童館と家庭・学校・地域との連携

##### (1) 家庭との連携

- ①子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- ②子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭や学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。

##### (2) 学校との連携

- ①児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ②子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

##### (3) 地域との連携

- ①児童館の運営や活動の状況等について、保護者や地域住民等に積極的に情報提供を行い、その信頼関係を築くこと。
- ②地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- ③児童虐待等により支援が必要な場合には、市町村や児童相談所と連携して対応を図ることが求められるので、要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。

#### 5 児童館の職員

##### (1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①児童館の運営を統括する。
- ②児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

##### (2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

##### (3) 児童館の職場倫理

①職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。

②職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。

イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。

エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

#### (4) 児童館職員の研修

①児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。

②児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

③市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

## 6 児童館の運営

### (1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

①集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。

ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。

イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。

ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。

②乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

### (2) 運営主体

①児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

②市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

### (3) 運営管理

#### ①開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

#### ②利用する子どもの把握・保護者との連絡

ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

#### ③運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

#### ④運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報等の管理等の法令遵守に努めること。

#### ⑤安全対策・緊急時対応

##### ア 事故やけがの防止と対応

子どもの事故やけがを防止するため、安全対策・安全学習・安全点検と補修・緊急時の対応等に留意し、その計画や実施について整えておくこと。

##### イ 衛生管理

感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等が重要である。子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市区町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

#### ⑥防災・防犯対策

##### ア マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

##### イ 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を講じること。

##### ウ 地域ぐるみの安全確保

子どもが自ら安全を確保する方法についての指導を行うこと。また、児童館への来館、帰宅途中の安全対策や保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。

#### ⑦要望、苦情への対応

ア 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。

イ 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみをつくること。

#### ⑧職員体制と勤務環境の整備

ア 児童館の職員には、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を2人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められることから、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。

イ 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、健康・安全に勤務できるようにその環境の整備に留意をすること。また、安全面への配慮や事業の円滑な運営のため、常に児童厚生員の連携体制に配慮をすること。

※用語等について

- ・この「児童館ガイドライン」は、「小型児童館」と「児童センター」を主な対象とした。
- ・「地域組織活動」とは、母親クラブ・子育てサークル等の児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による活動のことである。
- ・「放課後児童クラブ」とは、児童福祉法第6条第2項の2に規定する「放課後児童健全育成事業」のことである。

# 児童館ガイドラインについて

## 趣 旨

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にし、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 理念と目的

- ①理念:「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめとす地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ②目的:18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

### 3. 活動内容

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③保護者の子育ての支援
- ④子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ボランティアの育成と活動
- ⑦放課後児童クラブの実施
- ⑧配慮を必要とする子どもの対応

### 4. 家庭・学校・地域との連携

- ①家庭との連携
  - ・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ②学校との連携
  - ・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③地域との連携
  - ・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

### 5. 職員

- ①館長
  - 運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ②児童厚生員
  - 地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

### 6. 運営

- ①設備:集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ②運営主体:子ども福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③運営管理:利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。  
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

### 2. 機能・役割

- ①発達の増進
  - 子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ②日常生活の支援
  - 子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応
  - 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④子育て家庭への支援
  - 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤地域組織活動の育成
  - 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人のネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

厚生省発児第123号  
平成2年8月7日

○一部改正

- 第1次改正 厚生省発児第59号  
平成3年4月11日
- 第2次改正 厚生省発児第56号  
平成4年4月9日
- 第3次改正 厚生省発児第59号  
平成5年4月1日
- 第4次改正 厚生省発児第56号  
平成9年6月30日
- 第5次改正 厚生省発児第27号  
平成10年3月31日
- 第6次改正 厚生省発児第97号  
平成11年6月9日
- 第7次改正 厚生省発児第113号  
平成12年7月14日
- 第8次改正 厚生労働省発雇児第0326006号  
平成16年3月26日
- 第9次改正 厚生労働省発雇児0515第5号  
平成24年5月15日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生事務次官

児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日付け厚生省発児第8号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止する。

(別紙)

## 児童館の設置運営要綱

### 第1 総則

#### 1 目的

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であつて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

#### 2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

##### (1) 小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

##### (2) 児童センター

(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)

##### (3) 大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

##### (4) その他の児童館

(1)、(2)及び(3)以外の児童館。

#### 3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

### 第2 小型児童館

#### 1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

#### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。)



- (2) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人（以下「社団・財団法人」という。）
- (3) 社会福祉法人
- (4) 次の要件を満たす上記（1）から（3）以外の者（以下「その他の者」という。）
  - ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。
  - イ 社会的信望を有すること。
  - ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
  - エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

### 3 設備及び運営

#### (1) 設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。

#### (2) 職員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

#### (3) 運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

#### (4) その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

## 第3 児童センター

## 1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

## 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

## 3 設備及び運営

### (1) 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあつては、500平方メートル以上とし、野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあつては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

### (2) 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあつては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

### (3) 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

#### ア 体力増進指導の内容及び方法

##### (ア) 指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

##### (イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

#### イ 年長児童指導の内容及び方法

##### （ア）指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

##### （イ）指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとする。

#### ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

#### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

### 第4 大型児童館

#### 1 A型児童館

##### （1）機能

第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。

##### （2）設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

##### （3）設備及び運営

###### ア 設備

第3の3の（1）に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

（ア）建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。

（イ）必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。

###### イ 職員

第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

#### ウ 運営

第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。

なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。

(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。

(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。

(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

## 2 B型児童館

### (1) 機能

B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域（以下「こども自然王国」という。）内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。

### (2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とする。

### (3) 設備及び運営

#### ア 設備

第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

また、A型児童館に併設（こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。）する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。

(ア) 定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ（A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ）を有すること。

なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。

(イ) 宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。

(ウ) キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。

(エ) 必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

#### イ 職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。

#### ウ 運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。

(イ) 母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。

(ウ) 利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

### 3 C型児童館

C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

### 第5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び持続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。

児発第967号  
平成2年8月7日

○一部改正

- 第1次改正 児発第356-3号  
平成3年4月11日
- 第2次改正 児発第317号  
平成5年4月1日
- 第3次改正 児発第228号  
平成10年3月31日
- 第4次改正 児発第649号  
平成12年7月14日
- 第5次改正 雇児発第0326016号  
平成16年3月26日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生省児童家庭局長

児童館の設置運営について

標記については、平成2年8月7日厚生省発児第123号をもって厚生事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あて通知されたところであるが、その運用に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日児発第48号本職通知「児童館の設置運営について」は、廃止する。

## 1 小型児童館

### (1) 機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

- ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の自主的な活動に対する支援を行うこと。
- イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。
- ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。
- エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

### (2) 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児（以下「幼児」という。）、小学校1年～3年の少年（以下「学童」という。）及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。

### (3) 運営

#### ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

#### イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

#### ウ 遊びの指導

小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第39条によるほか、次によるものであること。

- (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
- (イ) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。
- (ウ) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
- (エ) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

#### エ 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

- (ア) 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (イ) 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。
- (ウ) 日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとする。

## オ 地域社会及び関係機関等との連携

- (ア) 保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。
- (イ) 遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者（ボランティア）に協力を求めるとともに、その養成に努めること。

## 2 児童センター

### (1) 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

- ア 運動に親しむ習慣を形成すること。
- イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。
- ウ 大型児童センターにあつては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。  
また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

### (2) 対象児童

1の(2)に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。

また、大型児童センターにあつては、特に年長児童を優先すること。

### (3) 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

#### ア 器材等

(ア) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であつて屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。

また、大型児童センターにあつては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。

なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

(イ) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

#### イ 体力増進指導

(ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。

なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。

(イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。

(ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。

#### ウ 年長児童指導

(ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。

(イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。



(ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。

エ 留意事項

実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。

3 大型児童館

(1) A型児童館

ア 機能

2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の情報を把握し、相互に利用できること。

(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及びボランティアを育成すること。

(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。

(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。

(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

イ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ウ 運営

2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。

(イ) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。

(ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。

(エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。

(2) B型児童館

ア 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。

(イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

イ 設備

(ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。

(イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。

#### ウ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。

#### エ 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。

(イ) 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。

(ウ) 野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。

(エ) 児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。

(オ) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

#### 4 設置及び運営の主体

平成2年8月7日発児第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。

ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。

ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。

## 協 力

- ◇札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課
- ◇仙台市子供未来局子供育成部子育て支援課
- ◇東京都豊島区子ども家庭部子ども課
- ◇東京都八王子市こども家庭部児童青少年課
- ◇京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課
- ◇神戸市こども家庭局子育て支援部こども青少年課
- ◇愛媛県今治市健康福祉部子育て支援課
- ◇福岡市こども未来局青少年健全育成課
- ◇財団法人 児童健全育成推進財団

児童館実践事例集  
～「児童館ガイドライン」の活動内容に着目して～  
平成25年3月  
発 行



厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課  
100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話 03-5253-1111